

各 局 室 長 様

企 画 財 政 局 長

平成 25 年度予算編成方針について（通知）

1 予算編成の基本的な考え方

本市は、平成 20 年度から 24 年度までを計画期間とする“あまがさき”行財政構造改革推進プラン（以下「プラン」という。）に基づき、財政健全化に向けた取組を進め、当初の構造改善目標額である 50 億円を大きく超える 70 億円の構造改善を行ってきました。

しかしながら、長引く経済不況や高齢化の進行に伴う扶助費の増加などにより、これまでの構造改善の取組効果額は相殺され、財政状況は厳しさを増しており、現時点における今後の収支見通しでは、平成 25 年度以降、毎年度 50 億円を超える多額の収支不足が見込まれています。

こうした中、平成 25 年度は、新たな総合計画と次期行財政改革に係る計画の初年度にあたり、今後 10 年間で展望したまちづくりをスタートさせる重要な年となります。

次期行財政改革に係る計画（案）では、中長期的な視点から住民福祉の支え手となる現役世代の増加に向けた取組など、都市の体質転換に資する施策を展開することとし、併せて、短期的には、期間中のできる限り早期の段階で、「歳入に見合った歳出規模の実現を図る」必要があり、そのためには、収入率の向上や新たな財源の確保など、歳入の増に向けて積極的に取り組むとともに、引き続き、歳出規模を抑制するための改革改善の取組を断行していかなければなりません。

したがって、以下に記載する「歳入・歳出各項目における留意事項」を徹底するとともに、将来世代への過度の負担を強いることとなる多額の市債発行の抑制など財政規律にも留意し、平成 25 年度予算の編成を行うこととします。

2 歳入・歳出各項目における留意事項

(1) 歳入項目

歳入全般にわたり、増収に努め、これを予算に反映することを基本とする。

ア 市税の的確な課税客体の捕捉及び収入率の向上と収入未済額の縮減

市税収入は歳入の根幹であり、厳しい財政状況が続いている中、市税収入を確保することは、本市財政運営の最重要課題である。

市民の理解と信頼を得て、適正・公平な課税を推進するためには、的確な課税客体の捕捉が必要不可欠であり、今回発覚した入湯税の問題を踏まえ、こうした取組の強化を図ること。

更には、課題となっている収入率の向上と多額の収入未済額の縮減に向けた対応については、特段の取組を行うこと。

イ 市税以外の収入金への対応

多額の収入未済が生じている保育料、国民健康保険料、介護保険料、住宅家賃、災害援護資金貸付金回収金などについては、各局による収納率向上対策に伴う効果額を算定し、予算要求すること。また、併せて収入率向上対策に必要な経費も予算要求を行うこと。

なお、別途指定する歳入項目については、「収入率向上対策シート」を提出すること。

ウ 国、県支出金の確保

(ア) 各府省の概算要求の状況や国・県の補助制度を十分に調査研究し、制度改正などの情報は迅速かつ的確に収集するとともに、財源が見込めるものは積極的にその確保を図ること。

(イ) 新たな補助制度を活用する場合は、後年度に市の負担が増えることとならないよう、慎重に対応すること。

エ 受益と負担の適正化

現在見直し作業を行っている、原価主義に基づく使用料・手数料については、見直し内容を予算に反映させ、その他の使用料・手数料についても、各局所管で料金設定の点検を行うこと。また、無料施設の有料化の検討や各種事業等の実施に伴う利用料、実費弁償金の適正化に努めること。

オ 市有地の売却促進と有効活用

各局所管用地のうち低未利用となっている土地については、積極的に売却や貸付を行い、市有財産の有効活用と財源の確保に努めること。

なお、平成 25 年度以降の収支不足に対応するため、今後、計画的な土地売却を進めていく必要があることから、別途、予算編成作業を通じて売却スケジュールを作成することとする。

(2) 歳出項目

予算の重点化・効率化を一層進めるため、事務事業評価表を最大限活用し、事業ごとの必要性、効率性、有効性や類似事業の有無等を見極める中で、必要経費に限り計上すること。

ア 財源の重点配分と改革改善の積極的な取組み

「平成 25 年度に向けた政策推進方針」に基づき、4 つの施策の重点化方向を踏まえた財源の重点配分に努める一方、プラン既計上項目で効果額が平成 25 年度に生じるものについては、確実に予算へ反映するとともに、次期行財政改革に係る計画で計上予定のプラン未実施項目や新たな改革改善項目の追加について積極的に取り組むこと。

イ 経常的経費等の抑制

施設維持管理経費や経常的なソフト事業を中心とした一部経費については、既に枠配分による予算編成作業を行っているが、それ以外の全ての経費については、徹底した抑制を基調に全件一件査定を行う。

ウ 投資的経費の抑制

投資的経費については、本市の財政運営上の大きな課題である将来負担額や、次期行財政改革に係る計画（案）の中で現在検討中の「財政運営の目標」を踏まえ、市民の安全・安心を最優先としつつ、後年度への負担や事業の緊急性に基づく優先順位を見極め、徹底した抑制を図る。

エ 経費削減の視点

- (ア) 平成 23 年度決算における不用額の要因を十分精査するとともに、平成 24 年度決算見込額も考慮した上で、予算に反映すること。
- (イ) 行政サービスに偏りがいないか、他都市の同種のサービスと比較し過剰な内容となっていないかなど、最新の情報を把握し、事業の再点検に努めること。
- (ウ) 事業の委託化や物品調達における低価格品の採用など、あらゆる経費について効率的な視点で見直しを検討し、徹底したコスト削減を図ること。
- (エ) 施設の保守管理業務委託については、関係法令に定められた範囲を基本とした仕様とすること。
- (オ) 老朽化に伴う施設維持については、施設の必要性・配置基準を十分に検証した上で、必要最小限の要求を行うこと。

オ 地球環境、電力需給に対する配慮

「尼崎市環境方針」を踏まえ、光熱水費、燃料費の節減など、積極的に環境への負荷の少ない循環型社会に資するような予算要求を行うとともに、来年度以降も予測される厳しい電力需給状況を踏まえた節電対策を講じること。

3 その他留意事項

- (1) 「社会保障・税一体改革」、「一括交付金(地域自主戦略交付金)」及び東日本大震災を踏まえた各府省の概算要求の状況など、制度改正や制度新設に係る情報については、積極的に収集するとともに、他都市での取組状況についても留意しながら、適切な予算要求を行うこと。
- (2) 今年度の公開事業たな卸しにおける評価結果及び事務事業点検委員会からの意見を踏まえ、予算要求すること。
- (3) 公共施設の最適化や提案型事業委託制度など、現在検討中の次期行財政改革に係る計画（案）における、取組予定項目で、平成 25 年度に予算措置が必要なものについても遺漏なく予算要求すること。
- (4) 監査委員の監査結果及び意見を踏まえ、指摘を受けた所管については、原則としてこれを予算要求に反映させること。なお、他の所管に対する指摘であっても、類似する事務を行っている場合は同様とする。

4 編成作業等

詳細については、別紙「平成 25 年度予算編成要領」のとおりとする。

以上
(財政課)